

令和3年1月21日

保護者のみなさま

島本町立第二中学校  
校長 松本 剛

児童生徒等及び教職員に新型コロナウイルスに感染が確認された場合の  
基本的な対応について【改訂】

日頃は本校の教育活動、及び新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、児童生徒等及び教職員が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応については、令和2年9月2日に保護者のみなさまにお知らせをして、ご協力をいただいておりますが、以下のとおりに対応を改訂しますので、お知らせします。

記

教職員及び児童生徒に感染者が確認された場合

1 臨時休業の判断について

- (1) 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、感染の広がり範囲に応じて、学級単位、学年単位または学校全体を臨時休業する場合があります。
- (2) 感染した児童生徒については出席停止とします。
- (3) 濃厚接触者の特定及び臨時休業等の対応について決定するまでは外出を控えるようにお願いします。

2 感染者が発生していない学校の臨時休業について

感染者が出ていない学校であっても、感染の状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生している場合は、臨時休業を行う場合があります。

(注※) 感染が判明した場合やPCR検査を受けることになった場合及び濃厚接触者となった場合は、すみやかに学校までご連絡ください。

(注※) 学校は感染に関わる個人情報保護を行います。いわれのないバッシングや差別・偏見が起らないようご配慮をお願いします。

### 3 臨時休業の範囲について

臨時休業を行う場合は、原則として次の範囲とします。

感染状況等		臨時休業の範囲
1	校内に感染者が確認されたが、校内での感染リスクがない場合	臨時休業なし
2	校内に感染者が確認され、濃厚接触者の状況から感染拡大のリスクがある場合 (1) 濃厚接触者が当該学級内に限定できる場合 (2) 濃厚接触者が当該学年内に限定できる場合 (3) 濃厚接触者が学校全体にいる可能性がある場合	(1) 当該学級のみ (2) 当該学年のみ (3) 当該校のみ
3	複数の学校で感染者が確認された場合	当該校のみ又は町内一斉臨時休業

※ ただし、上記にかかわらず、地域の感染状況、校内の感染者数等により、保健所の指示に従い、臨時休業の範囲を総合的に判断します。

### 4 判明した日の対応について

判明した時点で、児童生徒が登校している場合は、今後の対応を連絡及び指示したのち、お迎えや保護者の在宅確認等が必要な場合は行い、速やかに下校します。

#### 児童生徒が濃厚接触者となった場合

- 1 保健所の指示により、感染者と最後に濃厚接触をした翌日から起算して2週間、出席停止とします。
- 2 PCR検査を受診し、陰性となった場合も上記のとおりとします。

#### 同居の家族等が濃厚接触者となった場合

- 1 出席停止等の対応は原則行いません。
- 2 濃厚接触者が発熱等の症状がみられる場合は、PCR検査が行われる前には、保健所等関係機関と相談を行い、出席を見合わせるように依頼する場合があります。その場合は出席停止とします。

#### 給食の対応について

- 1 学校全体が臨時休業となった場合は給食は行いません。
- 2 感染が判明した日の給食実施については、判明した時間により判断します。
- 3 親子給食で子側の学校について、親側の学校が臨時休業となった場合は、その期間中は弁当持参となります。